本資料のうち、枠囲みの内容は機密事項に属しますので公開できません。

柏崎刈羽原子力発電所 6号及び7号炉

重大事故等対処設備について (補足説明資料)

平成29年3月 東京電力ホールディングス株式会社

61-9

緊急時対策所について (被ばく評価除く)

1. 概要

- 1.1 設置の目的
- 1.2 拠点配置
- 1.3 新規制基準への適合方針

2. 設計方針

- 2.1 建物及び収容人数について
- 2.2 電源設備について
- 2.3 遮蔽設計について
- 2.4 換気空調系設備について
- 2.5 必要な情報を把握できる設備について
- 2.6 通信連絡設備について

3. 運用

- 3.1 必要要員の構成,配置について
- 3.2 事象発生後の要員の動きについて
 - 3.3 汚染持ち込み防止について
 - 3.4 配備する資機材の数量及び保管場所について
- 4. 耐震設計方針について
- 5. 添付資料
 - 5.1 チェンジングエリアについて
 - 5.2 配備資機材等の数量等について
 - 5.3 通信連絡設備の必要な容量及びデータ回線容量について
 - 5.4 SPDS のデータ伝送概要とパラメータについて
 - 5.5 緊急時対策所の要員数とその運用について
 - 5.6 原子力警戒態勢,緊急時態勢について
 - 5.7 緊急時対策本部内における各機能班との情報共有について
 - 5.85号炉原子炉建屋内緊急時対策所と5号炉のプラント管理について
 - 5.9 設置許可基準規則第6条(外部からの衝撃による損傷の防止)への適合方針について
 - 5.10 福島第一原子力発電所事故を踏まえた原子力防災組織の見直しについて
 - 5.11 柏崎刈羽原子力発電所の緊急時対策本部体制と指揮命令及び情報の流 れについて
 - 5.12 停止中の 1~5 号炉のパラメータ監視性について
 - 5.13 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所の構造及び耐震設計について
 - 5.14 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所の現場要員待機場所について
 - 5.15 大湊側緊急時対策所の設置計画について

	;	本日	ご説明
1	; ·	4 H	一成奶

3.2 事象発生後の要員の動きについて

- (1) 要員の非常召集要領について
- a. 平日勤務時間中

平日勤務時間中における緊急時対策所で初動態勢時に対応する要員(本部要員,現場要員)(「3.1 必要要員の構成,配置について」表3.1-1参照)は,平日勤務時間における対応者(執務できない場合の交替者を含む)を明確にしたうえで,5号炉定検事務室又はその近傍,及び第二企業センター又はその近傍で分散して執務する。具体的には,本部要員については,各機能における統括と班長を分散配置することによって,初動態勢時に対応する要員が損耗する状況になったとしても,個々の機能が喪失しないように考慮する。また,5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の立ち上げ時に必要となる5号炉原子炉建屋内緊急時対策所可搬型陽圧化空調機の立ち上げ等に係る要員は,5号炉定検事務室又はその近傍で執務する。

また、意思決定・指揮機能を担務する発電所長及び表 3.2-1 に示す本部長代行者の中から合計 2 名が、5 号炉定検事務室又はその近傍、及び第二企業センター又はその近傍で執務する。なお、本部長及び本部長代行の 2 名は分散して執務する。

初動態勢時における原子力防災組織の要員を図 3.2-1~図 3.2-3 に,5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所,5 号炉定検事務室,第二企業センターの位置関係を図 3.2-4 に示す。

なお, 当該運用については, 社内の要領等に記載する。

非常召集連絡について,原子力災害対策指針の「警戒事態」,「施設敷地緊急事態」,「全面緊急事態」に該当する事象が発生した場合には,事象確認者である当直長等が,連絡責任者である運転管理部長に連絡し,原子力防災管理者である発電所長に報告する。原子力防災管理者は,連絡責任者に緊急時対策要員の召集連絡指示を行い,連絡責任者は総務班長に非常召集の指示をする。非常召集連絡のフローについて,表3.2-2に示す。

総務班長は、電話、サイレン吹鳴、所内放送、ページング等にて、発電所内の緊急時対策要員に対しての召集連絡を行うとともに、発電所入構者への周知を行う。なお、発電所からの退避については、発電所で予め定めた方法で、発電所入構者のうち緊急時対策要員以外の所員及び一般入構者は発電所内の緊急時対策要員以外の所員の誘導で、また構内作業員はそれぞれの所属構内企業の誘導で安否確認後、順次実施する。

b. 夜間及び休日 (平日の勤務時間帯以外) 中

夜間及び休日(平日の勤務時間帯以外)中における緊急時対策所で初動態勢時に対応する要員(本部要員,現場要員)は,夜間及び休日(平日の勤務時間帯以外)中における対応者を明確にしたうえで,5号炉定検事務室又はその近傍,及び第二企業センター又はその近傍で分散して執務及び宿泊する。具体的には,各機能における統括と班長を分散配置することによって,初動態勢時に対応する要員が損耗する状況になったとしても,個々の機能が喪失しないように考慮する。また,5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の立ち上げ時に必要となる5号炉原子炉建屋内緊急時対策所可撤型陽圧化空調機の立ち上げ等に係る要員は,5号炉定検事務室又はその近傍で執務及び宿泊する。

また、意思決定・指揮機能を担務する発電所長及び表 3.2-1 に示す本部長代行者の中から合計 2 名が、5 号炉定検事務室又はその近傍、及び第二企業センター又はその近傍で執務する。なお、本部長及び本部長代行の 2 名は分散して執務する。

当該運用については、社内の要領等に記載する。

非常召集連絡について,原子力災害対策指針の「警戒事態」,「施設敷地緊急事態」,「全面緊急事態」に該当する事象が発生した場合には,事象確認者である当直長等が,連絡責任者である夜間・休日責任者に連絡し,原子力防災管理者である発電所長に報告する。原子力防災管理者は,連絡責任者に緊急時対策要員の召集連絡指示を行い,連絡責任者は総務班長に非常召集の指示をする。非常召集連絡のフローについて,表3.2-2に示す。

総務班長は、電話、サイレン吹鳴、所内放送、ページング等にて、発電所内の緊急時対策要員に対しての召集連絡を実施し、発電所外にいる緊急時対策要員を速やかに非常召集するため、電話、自動呼出・安否確認システム等を活用し要員の非常召集及び情報提供を行うとともに、発電所入構者に対しても周知を行う。

また,発電所内の緊急時対策要員以外の所員,一般入構者及び構内作業員の発電所からの退避については,「3.2(1)a.平日勤務時間中」の対応と同様である。

なお,新潟県内で震度 6 弱以上の地震が発生した場合には,非常召集連絡がなくても自発的に緊急時対策要員は参集する。

地震等により家族, 自宅などが被災した場合や自治体からの避難指示等が出された場合は, 家族の身の安全を確保した上で参集する。

参集場所は、柏崎エネルギーホール又は刈羽寮(図 3.2-6 参照)とし、その両方を使用するが、発電所の状況が入手できる場合は、直接発電所へ参集可能とする。

参集場所は発電所員の居住エリアと万が一プルームが放出された後にも使用することを考え、発電所からの方位を考慮して選定した。柏崎エネルギーホールは敷地面積約3,000 m²,延床面積約1,900 m²の建築基準法の新耐震設計法に基づき設計された鉄筋コンクリート造(一部鉄骨造,一部鉄骨鉄筋コンクリート造)の建築物であり、2007年中越沖地震発生時においても大きな被害を受けておらず、十分な耐震性を有している。また、刈羽寮は敷地面積約4,900 m²,延床面積約1,100 m²の建築基準法の新耐震設計法に基づき設計された鉄筋コンクリート造の建築物であり十分な耐震性を有している。

緊急時対策要員の非常召集要領の詳細について,表 3.2-2 に示す。また,自動呼出・安否確認システムの概要を図 3.2-5 に示す。

柏崎市, 刈羽村からの要員参集ルートについては, 図 3.2-6 に示すとおりであり, 要員参集ルートの障害要因としては, 比較的に平坦な土地であることから土砂災害の影響は少なく, 地震による橋の崩壊, 津波による参集ルートの浸水が考えられる。

地震による橋梁の崩落については、要員参集ルート上の橋梁が崩落等により通行ができなくなった場合でも、迂回ルートが複数存在することから、参集は可能である。また、木造建物の密集地域はなくアクセスに支障はない。なお、地震による参集ルート上の主要な橋梁への影響については、2007年新潟県中越沖地震においても、橋梁本体の損傷による構造安全性に著しい影響のあるような損傷は見られず(**1)、実際に徒歩による通行に支障はなかった。

新潟県が実施した広域避難シミュレーション (※2) によれば、大規模な地震が発生し、発電所で重大事故等が発生した場合、住民避難のため発電所の南西の海側ルートに交通渋滞が発生しやすいという結果が得られており、交通集中によるアクセス性への影響回避のため、参集ルートとしては可能な限り避けることとし、複数ある参集ルートから適切なルートを選定する。

津波浸水時については、アクセス性への影響を未然に回避するため、大津波警報発生時には基準津波が襲来した際に浸水が予想されるルート(図 3.2-6 に図示した海沿いルート)は使用しないこととし、これ以外の参集ルートを使用して参集することとする。

また、発電所敷地外から発電所構内への参集ルートは、通常の正門を通過する

ルートに加え, 迂回ルートも確保している。発電所構内への参集ルートを図 3.2-7 に示す。

復旧班長は、格納容器ベント実施の見通しが判明した後は、現場に出向している現場要員に対しては、随時、通信連絡設備(無線連絡設備等)を使用し、計画班が随時評価する格納容器ベント実施予測時刻を連絡するとともに、現場要員のうちプルーム放出時に発電所から退避予定の要員に対しては、格納容器ベント実施予測時刻の2時間前までに余裕をもって5号炉原子炉建屋内緊急時対策所に戻ってくるよう指示する。

総務班長は、格納容器ベント実施の見通しが判明した後は、復旧班他と協働し、緊急時対応に必要な要員のみを参集させることとし、不測の事態に備えるため防護具を携帯させる。参集途中の要員に対しては、随時、通信連絡設備(衛星電話設備等)を使用して、格納容器ベント実施予測時刻を連絡する。また、プルーム放出時の参集要員の無用な被ばくを回避するため、PAZ(予防的防護措置を準備する区域、発電所から半径 5 km)外への退避時間を考慮し、遅くとも格納容器ベントの実施見通しの 2 時間前までに参集途中の要員に対して、参集の中止、PAZ 外への退避を指示する。

意図せずプルーム放出が始まるなど不測の事態が発生した場合,本部長は,総務班長を通じて,参集途中の要員に対して,緊急に PAZ 外に退避するよう指示することを基本とするが,5号炉原子炉建屋内緊急時対策所までの移動時間等を考慮し,参集を継続させるかについて総合的に判断する。

(※1)参考文献:2007 年新潟県中越沖地震の被害とその特徴/小長井一男 (東京大学教授 生産技術研究所) 他

国土技術政策研究所資料 No. 439, 土木研究所資料 No. 4086, 建築研究資料 No. 112「平成 19年(2007年)新潟県中越沖地震被害調査報告」

(※2)参考文献:新潟県殿向け「平成26年度新潟県広域避難時間推計業務」~最終報告書 ~ BGS-BX-140147 平成26年8月 三菱重工業株式会社

http://www.pref.niigata.lg.jp/genshiryoku/1356794481823.html

表 3.2-1 本部長代行者

代行者	役職	
1	原子力安全センター所長	
2	ユニット所長(5~7 号炉)	
3	ユニット所長(1~4 号炉)	
4	副所長(技術系所員)	
5	防災安全部長	
6	第二運転管理部長	
7	第二保全部長	
8	第一運転管理部長	
9	第一保全部長	
10	第二運転管理部運転管理担当	
11	第二保全部保全担当	
12	第一運転管理部運転管理担当	
13	第一保全部保全担当	

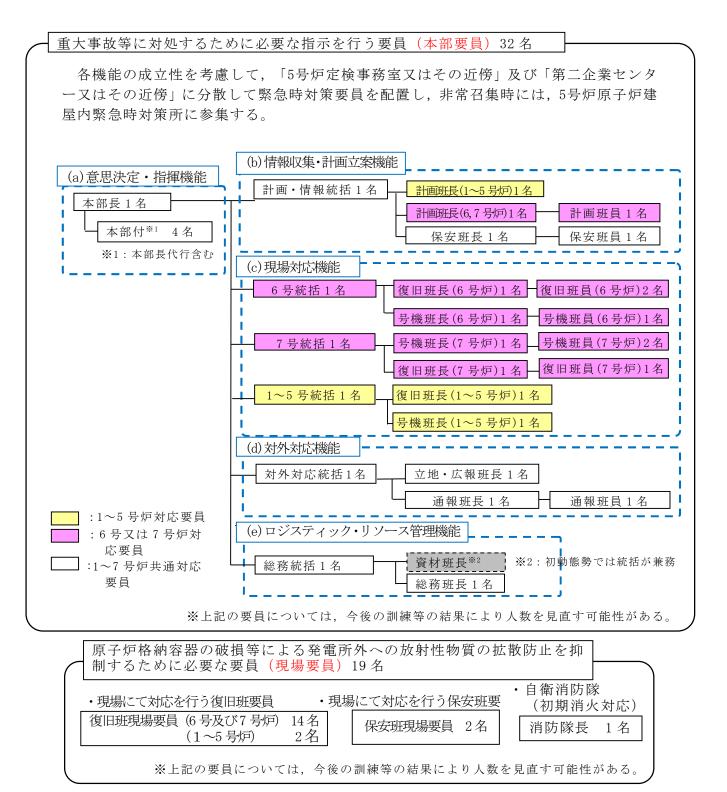
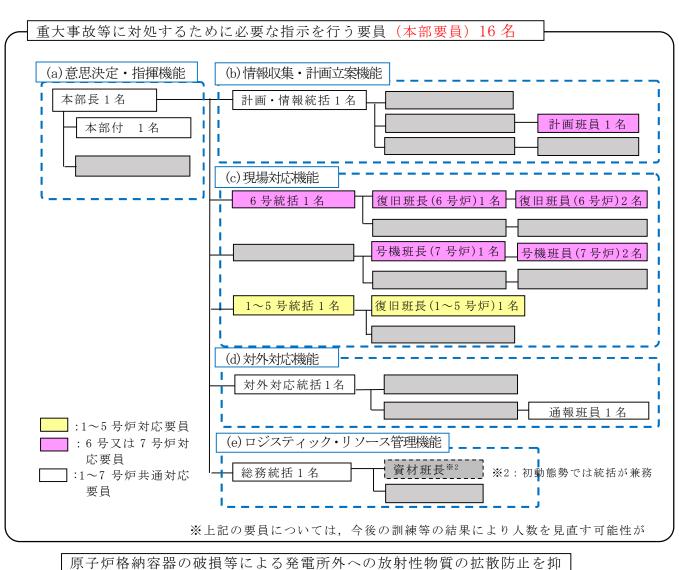


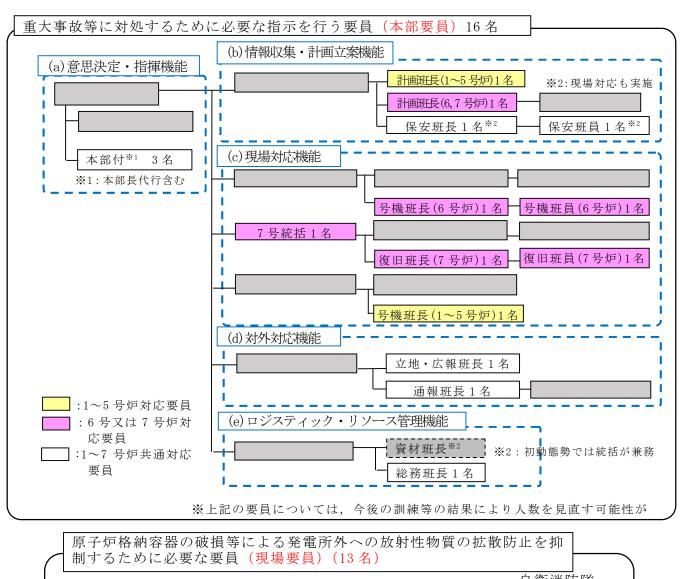
図 3.2-1 初動態勢時における原子力防災組織の要員 (6,7号炉対応要員,1~5号炉対応要員)



原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散防止を抑制するために必要な要員(現場要員)(6名)
緊急時対策所の立上げを保安班現場要員(2名)と本部要員復旧班(2名)で実施・現場にて対応を行う復旧班要員・現場にて対応を行う保安班要員(初期消火対応)復旧班現場要員(6号及び7号炉)4名 保安班現場要員 2名

※上記の要員については、今後の訓練等の結果により人数を見直す可能性があ

図 3. 2-2 5 号炉定検事務室又はその近傍に配置する初動態勢時における 原子力防災組織の要員



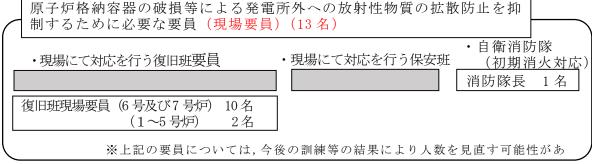
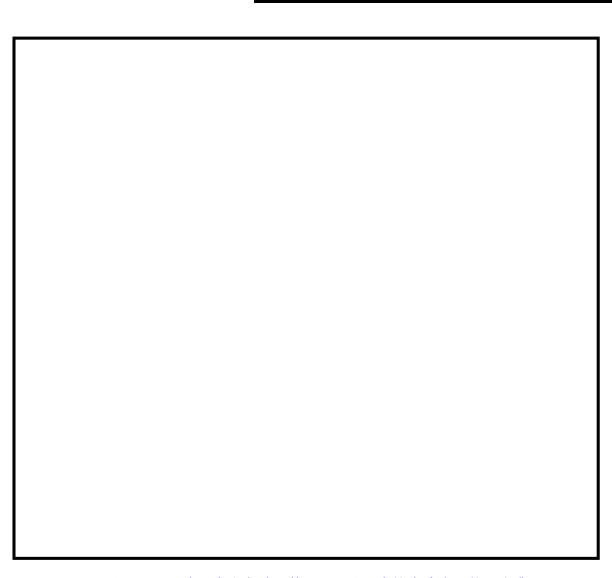


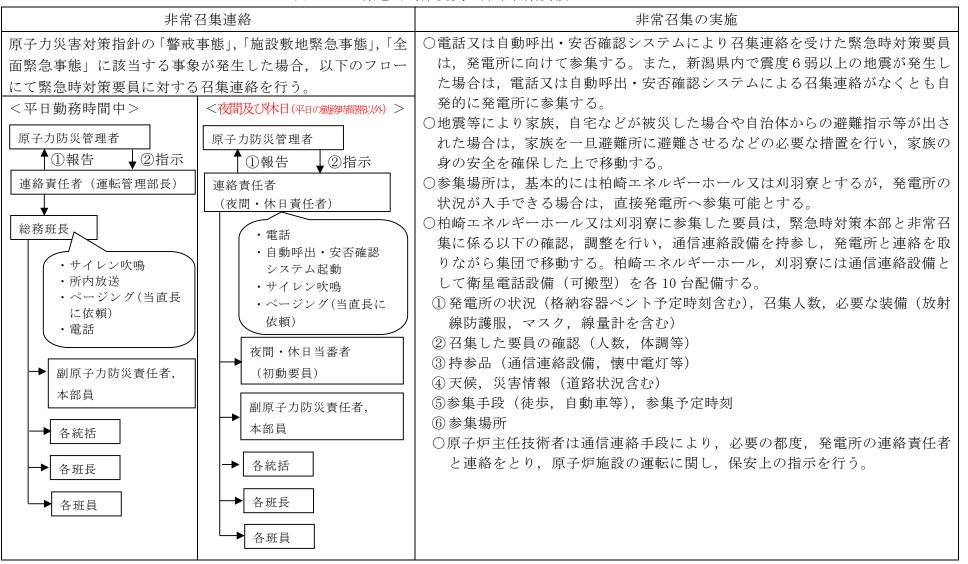
図 3.2-3 第二企業センター又はその近傍に配置する初動態勢時における原子力防災組織の要員



枠囲みの内容は機密事項に属しますので公開できません。

図 3.2-4 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所,5号炉定検事務室,第二企業センターの 位置関係

表 3.2-2 緊急時対策要員の非常召集要領のまとめ



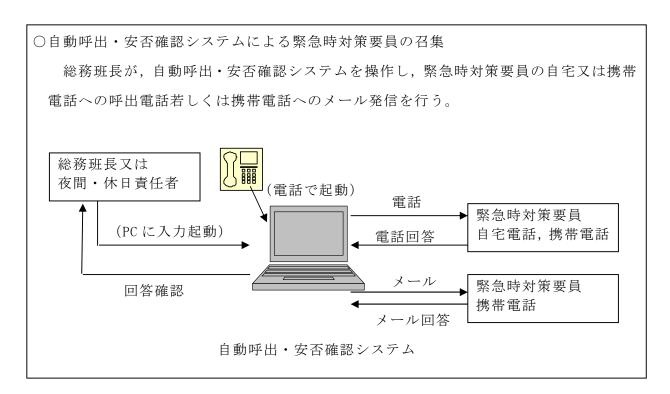


図 3.2-5 自動呼出・安否確認システムの概要

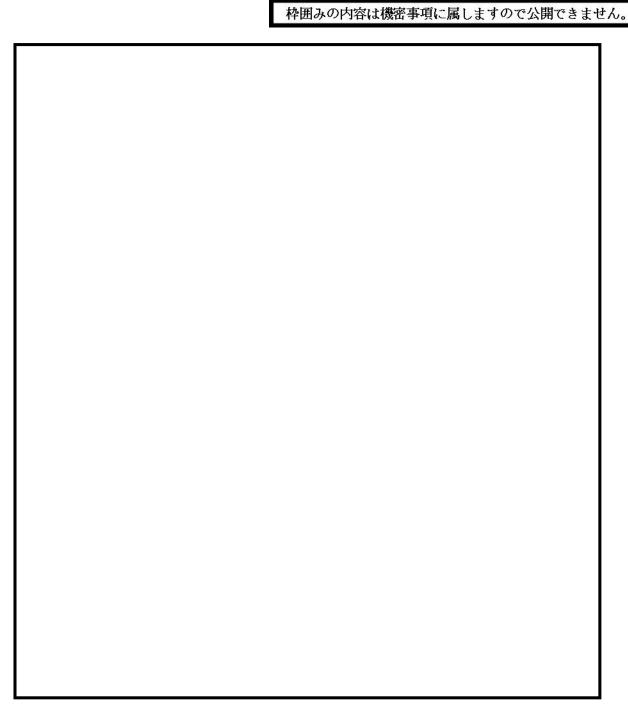


図3.2-6 柏崎市,刈羽村からの要員参集ルート

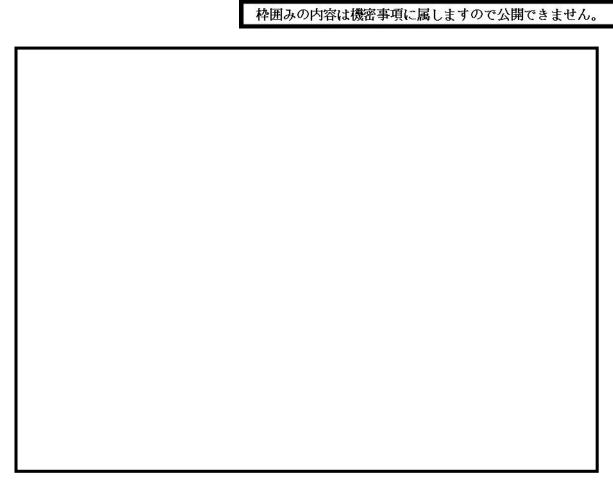


図 3.2-7 発電所構内への参集ルート

(2)5号原子炉建屋内緊急時対策所の立ち上げについて

緊急時対策所で初動態勢時に対応する要員は、召集連絡を受けた場合は、速やか に5号炉原子炉建屋内緊急時対策所に参集する。

5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の通信連絡設備,必要な情報を把握できる設備等へは,通常,5号炉共通用高圧母線,及び6号炉もしくは7号炉の非常用高圧母線から給電が行われ,外部電源喪失時には,6号炉もしくは7号炉の非常用ディーゼル発電機を介し受電可能な設計となっている。なお,5号炉の共通用高圧母線,及び6号炉もしくは7号炉の非常用高圧母線より受電できない場合,5号炉東側保管場所に設置している可搬型代替交流電源設備である5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備から受電可能となっており,その場合の受電に要する時間は約25分と想定する。タイムチャートを図3.2-8に示す。

また,5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)の可搬型陽圧化空調機の起動対応は,保安班2名及び復旧班2名で行い,この起動に要する時間は図3.2-13のタイムチャートに示す通り約58分と想定する。

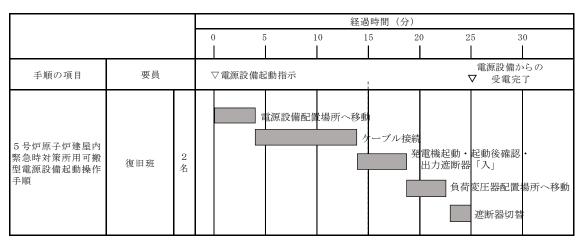


図 3.2-8 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備 立ち上げのタイムチャート

(5)5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所移動後の発電所からの一時退避について

重大事故対応にもかかわらず、プラントの状況が悪化した場合、プルーム放出に 先立って、以下の要領にて、緊急時対策所にとどまる要員を対策本部に移動させ、 それ以外の要員は発電所から構外(原子力事業所災害対策支援拠点等)へ一時退避 させる。

- ① 本部長は、プルームの放出のおそれがある場合、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所にとどまる要員の対策本部への移動と、とどまる必要がない要員の発電所から一時退避に関する判断を行う。
- ② 本部長は、プルーム放出中に緊急時対策所にとどまる要員と、発電所から 一時退避する要員とを明確にする。
- ③ 本部長の指示の下、とどまる要員は対策本部に移動する。
- ④ 本部長は、発電所から一時退避するための要員の退避に係る体制、連絡手段、移動手段を確保させ、放射性物質による影響の少ないと想定される場所(原子力事業所災害対策支援拠点等)への退避を指示する。柏崎エネルギーホールへの退避ルートは参集ルートと同じルートとなり、距離約11km、徒歩で3時間程度かかる。
- ⑤ 本部長は、プルーム通過後にプラント状況等により、必要に応じて一時退 避させた要員を再参集する。

(6)5号炉原子炉建屋内緊急時対策所における換気設備等について

5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所の「対策本部」及び「待機場所」における換気設備の運用として、下記に示す「(a) 可搬型陽圧化空調機による陽圧化(プルーム通過前)」、「(b) 陽圧化装置(空気ボンベ)による陽圧化(プルーム通過中)」、「(c) 陽圧化装置(空気ボンベ)から可搬型陽圧化空調機への切替(プルーム通過後)」を実施する。

また,プルーム通過後に建屋内の雰囲気線量が屋外より高い場合においては,「(d) 可搬型外気取入送風機による通路部のパージ」を別途実施する。

本換気設備運用のイメージを図 3.2-11 に,本操作の一連のタイムチャートについて図 3.2-12 に示す。また、上記 (a) ~ (d) の操作のタイムチャートを図 3.2-11 ~14 に示す。

- (a) 可搬型陽圧化空調機による陽圧化 (プルーム通過前)
 - 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所を立ち上げる際に,以下の要領にて, 可搬型陽圧化空調機により対策本部及び待機場所の陽圧化を開始する。
 - ① 5号炉中央制御室換気空調系の送風機及び排風機を停止する。
 - ② 5 号炉 MCR 外気取入ダンパ, MCR 排気ダンパ及び MCR 非常用外気取入ダ

ンパを閉操作する。

- ③ 5 号炉中央制御室換気空調系給排気口に閉止板を取り付ける。
- ④ 可搬型陽圧化空調機を起動し、対策本部及び待機場所の陽圧化を開始 する。

(b) 陽圧化装置(空気ボンベ)による陽圧化(プルーム通過中)

放射性プルーム通過時においては,可搬型陽圧化空調機から陽圧化装置 (空気ボンベ)に切替えることにより対策本部及び待機場所への外気の流入 を遮断する。

陽圧化装置(空気ボンベ)による加圧判断のフローチャートは図 3.2-10 に示す通りであり、以下の①②のいずれかの場合において、陽圧化装置(空気ボンベ)による加圧を開始する。

① 以下の【条件 1-1】及び【条件 1-2】が満たされた場合

【条件 1-1】6 号炉及び7 号炉の炉心損傷及び格納容器破損の評価に 必要なパラメータの監視不可

【条件 1-2】可搬型モニタリングポスト(5 号炉近傍に設置するもの,以下同じ),可搬型エリアモニタいずれかのモニタ値が急上昇し警報発生

② 以下の【条件 2-1-1】又は【条件 2-1-2】,及び【条件 2-2-1】又は【条件 2-2-2】が満たされた場合

(どちらか) 【条件 2-1-1】6 号炉又は7号炉にて炉心損傷後に格納容器ベント判断 【条件 2-1-2】6 号炉又は7号炉にて炉心損傷後に格納容器破損徴候が 発生

┊|【条件 2-2-1】格納容器ベント実施の直前

【条件 2-2-2】可搬型モニタリングポスト,可搬型エリアモニタいずれ かのモニタ値が急上昇し警報発生

【条件 2-2-1】であれば実施タイミングが明確であること、【条件 1-2】及び【条件 2-2-2】であれば放射性物質が室内に到達してしまってからでも可搬型エリアモニタによって瞬時に検知できる設計とすることから、加圧判断

(どちらか

が遅れることはない。加圧判断後の操作も陽圧化を維持したまま 1~2 分で実施可能な設計とするため、最長でも 2 分以内*で外気の流入を遮断することが可能となる。

(※)陽圧化装置(空気ボンベ)は、通常運転時において空気ボンベの元弁は"開"とし、ボンベラック毎に隔離弁を設置し通常運転時に"閉"としておく。陽圧化装置(空気ボンベ)使用時には、各々のボンベラックの隔離弁を事故発生後24時間以内に開操作した後、加圧判断を受けて、対策本部及び待機場所内に設置する給気弁を開操作することで陽圧化装置(空気ボンベ)による陽圧化開始可能な設計とする。

可搬型陽圧化空調機による対策本部及び待機場所の陽圧化から,陽圧化装置(空気ボンベ)による対策本部及び待機場所の陽圧化への切り替えは,陽圧化装置(空気ボンベ)の起動,可搬型陽圧化空調機仮設ダクトの切離し,高気密室給気口の閉止板取付け,及び,差圧制御用排気弁の切り換えにより実施する。

対策本部において、仮設ダクトはフック及び結束バンド等により容易に取付け/取外しが可能な構造とし、高気密室給気口の閉止板はトグルクランプ等により容易に取付け/取外しが可能な構造とし、陽圧化装置(空気ボンベ)給気弁及び差圧調整弁はレバー操作により容易に全開/全閉操作可能な構造としており、加圧判断後の操作も陽圧化を維持したまま 1~2 分で実施することについてはモックアップ試験等により対応可能なことを確認している。

なお、判断に用いる計器は、5号炉近傍に設置する可搬型モニタリングポスト、可搬型エリアモニタの2種類であるが、設計基準対象施設であるモニタリングポスト、気象観測設備、重大事故等対処設備であるその他の可搬型モニタリングポスト、可搬型気象観測装置についても値が参照可能な場合は傾向監視を実施し、状況把握の一助とする。

上記加圧判断のフローチャートにおいて,対策本部及び待機場所の陽圧化 が必要と判断した場合においては,以下の要領にて,陽圧化装置(空気ボン べ)による陽圧化を開始する。

① 可搬型陽圧化空調機の仮設ダクトを切離し、対策本部及び待機場所への給気口に閉止板を取付けるとともに、陽圧化装置(空気ボンベ)空気給気弁を開操作、加えて対策本部においては差圧調整弁(陽圧化装

置(空気ボンベ))を開操作及び差圧調整弁(可搬型陽圧化装置)を閉操作し、対策本部及び待機場所の陽圧化を開始する。

本操作については、全て対策本部及び待機場所内から操作可能とすることにより、速やかな切り替え操作を可能とする。

- ② 陽圧化状態の差圧確認後に、対策本部及び待機場所外に設置する可搬型陽圧化空調機を停止する。
- ③ 対策本部においては、差圧確認後に二酸化炭素濃度上昇を防止するために、二酸化炭素吸収装置を装置本体に設置されたスイッチを操作することにより起動する。
- (c) 陽圧化装置(空気ボンベ)から可搬型陽圧化空調機への切替(プルーム通 過後)

陽圧化装置(空気ボンベ)は、プルーム通過中において原則停止しないが、発電所敷地内に重大事故等対処設備として設置する可搬型モニタリングポスト及び自主対策設備であるモニタリング・ポストの指示値により周辺環境中の放射性物質が十分減少したと評価できる場合(プルームの影響により可搬型モニタリングポスト等の線量率が上昇した後に線量率が減少に転じ、更に線量率が安定的な状態になって、5号炉原子炉建屋屋上階の階段室近傍(可搬型外気取入送風機の外気吸込場所)に設置する可搬型モニタリングポストの値が 0.2mGy/h(※1)を下回った場合)は、停止を検討する。可搬型モニタリングポストの設置予定位置を図 3.2-9に示す。

(※1)保守的に 0.2 mGy/h を 0.2 mSv/h として換算し、仮に 7 日間被ばくし続けたとしても、 $0.2 mSv/h \times 168h = 33.6 mSv = 34 mSv$ 程度と 100 mSv に対して十分余裕があり、5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所の居住性評価である約 56 mSv に加えた場合でも 100 mSv を超えることのない値として設定

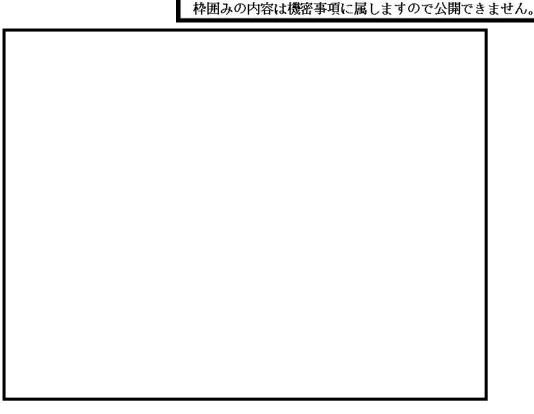


図 3.2-9 プルーム通過判断用可搬型モニタリングポスト設置位置

また,自主対策として準備している対策本部用の空気ボンベカードル車については,事前に接続口付近に移動させておき,必要に応じて使用する準備を整えておく。

対策本部及び待機場所の陽圧化を,陽圧化装置(空気ボンベ)による給気から可搬型陽圧化装置による給気に切り替える場合においては,下記の通り,切替え操作を行っている間を,陽圧化装置(空気ボンベ)の給気と可搬型陽圧化空調機の給気を同時に行うことにより,対策本部及び待機場所の陽圧化状態を維持することが可能な設計とする。

- ① 対策本部及び待機場所の外側において,5号炉原子炉建屋内緊急時対策所可搬型陽圧化空調機の仮設ダクトを対策本部及び待機場所の給気口に取付け,5号炉原子炉建屋内緊急時対策所可搬型陽圧化空調機本体を起動する。
- ② 対策本部及び待機場所の内側において、給気口の閉止板を取外し対策 本部内に 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所可搬型陽圧化空調機による 給気を開始する。
- ③ 対策本部及び待機場所の内側において, 差圧調整弁(可搬型陽圧化装

置)を開操作し、差圧調整弁(陽圧化装置(空気ボンベ))を閉操作、 陽圧化装置(空気ボンベ)空気給気弁を閉操作する。

対策本部においては、陽圧化装置(空気ボンベ)から可搬型陽圧化空調機に切り替える場合のタイムチャート(図 3.2-15)より、可搬型陽圧化空調機から高気密室給気口への仮設ダクトの敷設、高気密室給気口の閉止板取外し、及びその他の高気密室内の弁の操作に必要となる所要時間は合計 10 分となる。また、上記の 10 分に加えて、プルーム通過後に建屋内の雰囲気線量が屋外より高い場合における、屋外から直接に可搬型陽圧化空調機を用いて外気取入を可能とするための仮設ダクト敷設**1及び可搬型陽圧化空調機の起動操作(10 分)、可搬型陽圧化空調機起動失敗を想定した場合の予備機への切替え操作**2(10 分)を考慮すると、本操作の所要時間は合計で最大 30 分を考慮する。

- %1 当該エリア脇の階段室は1 階層上にて屋上出口($\boxed{2}$ 3.2-9) に繋がっており、仮設ダクト敷設長さは約20mとなる。
- ※2 可搬型陽圧化空調機はフィルタユニット及びブロワユニットに分割 可能であり個々の重量は 30kg 以下とし、固定架台にはボルトのみの 固定とすることで容易に予備機への切替操作が可能な設計とする。

(d) 可搬型外気取入送風機による通路部のパージ

建屋内の雰囲気線量が屋外より高い場合(5 号炉近傍に設置する可搬型 モニタリングポストの値と建屋内雰囲気線量の測定結果を比較して判断) においては、可搬型外気取入送風機を用いて屋外から直接外気取入した機 器構成における可搬型陽圧化空調機による対策本部の陽圧化を行うと同時 に、可搬型陽圧化空調機の給気エリアとなる通路の雰囲気のパージを行う。

本操作は上記(c)項のプルーム通過後に建屋内の雰囲気線量が屋外より高い場合における操作と同様に、可搬型外気取入送風機の起動操作等の所要時間10分に、屋外から外気取入を行うための仮設ダクト敷設10分、予備機への切替え操作10分を想定し、合計で最大30分を考慮する

ここで,通路部のパージと同時に,床及び壁面に汚染が確認された場合 においては,除染を行うこととする。

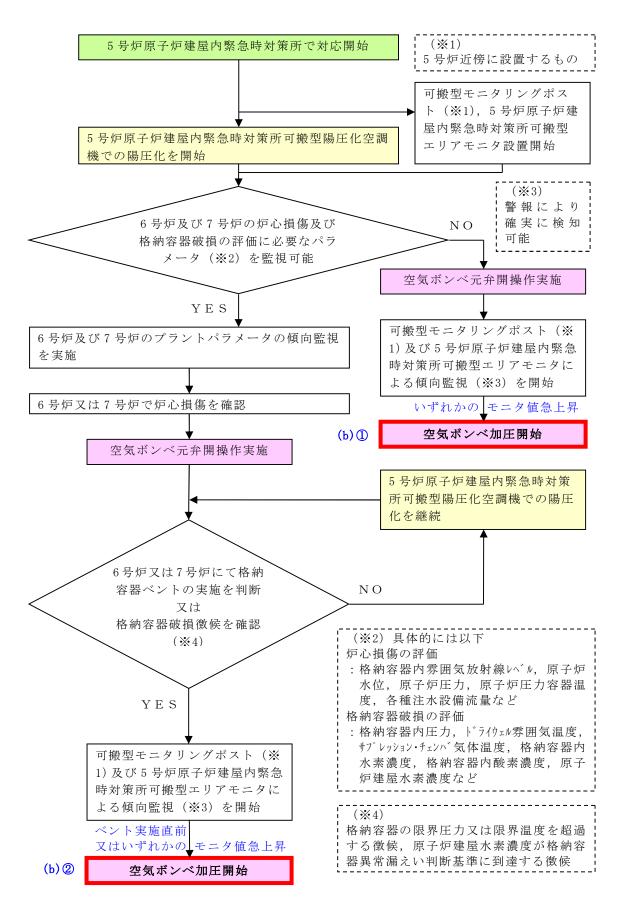


図 3.2-10 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所陽圧化装置(空気ボンベ)による 加圧判断のフローチャート

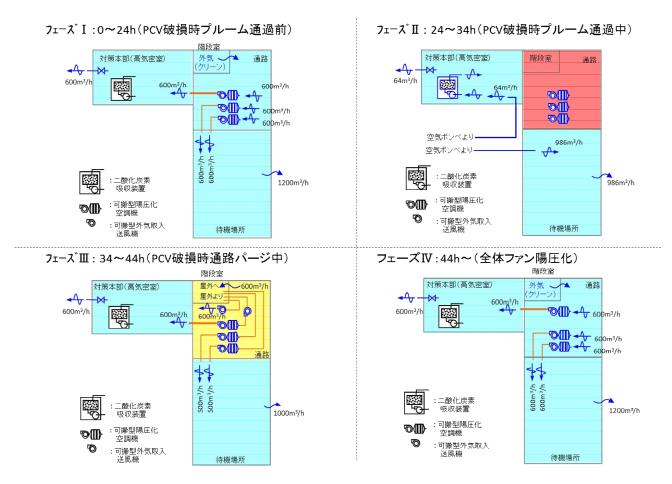


図 3.2-11 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所における換気設備の運用イメージ

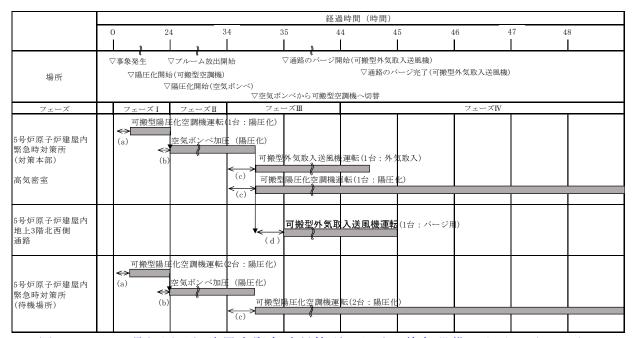
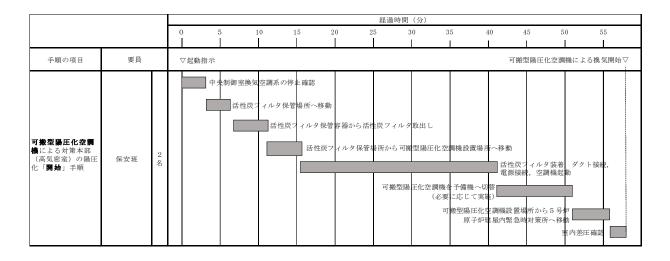


図 3.2-12 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所における換気設備のタイムチャート $((a) \sim (d)$ の操作手順のタイムチャートについては図 3.2-13 \sim 16 に示す。)



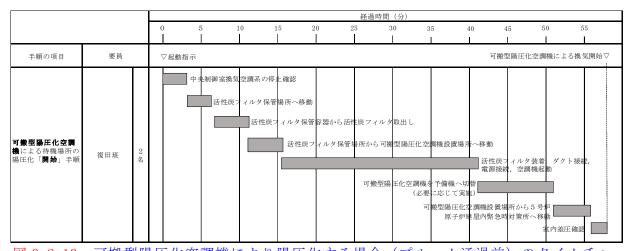


図 3.2-13 可搬型陽圧化空調機により陽圧化する場合 (プルーム通過前) のタイムチャート (操作手順(a))

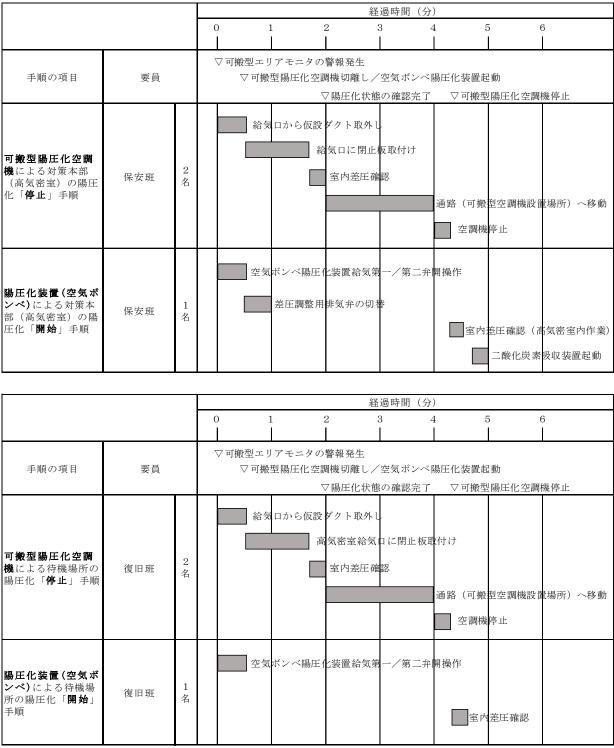


図 3.2-14 陽圧化装置(空気ボンベ)により陽圧化を開始する場合(プルーム通過中) のタイムチャート(操作手順(b))

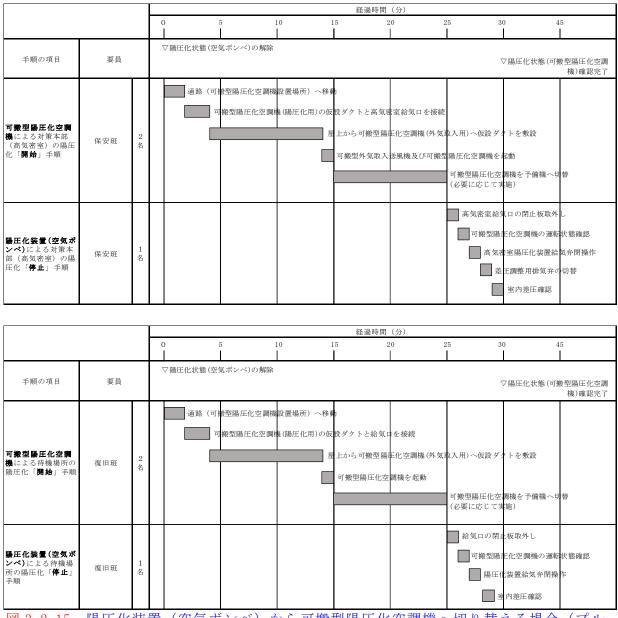


図 3.2-15 陽圧化装置(空気ボンベ)から可搬型陽圧化空調機へ切り替える場合(プルーム通過後)のタイムチャート(操作手順(c))

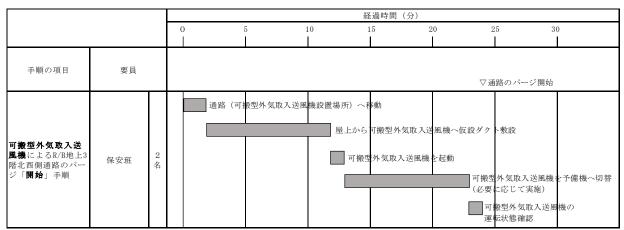


図 3.2-16 可搬型外気取入送風機による通路部のパージを開始する場合のタイムチャート(操作手順(d))